

基本計画素案のパブリックコメントが終了しました

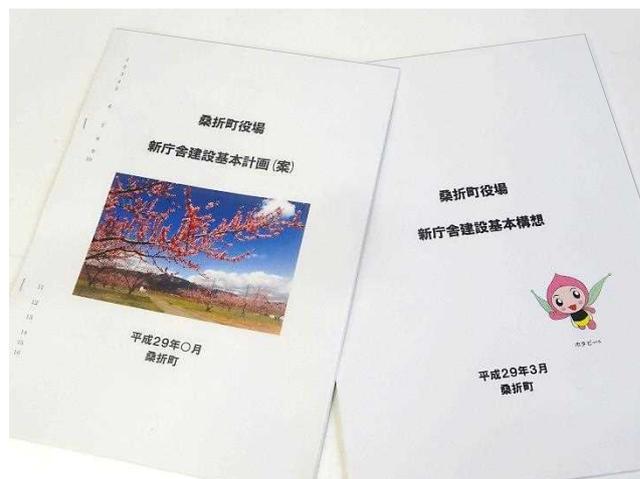
新庁舎建設基本計画の策定に当たり、新庁舎建設の検討内容について町民の皆様から広くご意見をうかがうため、7月5日から7月19日にかけて、新庁舎建設基本計画素案へのパブリックコメントを実施しました。基本計画素案は、本庁舎・やすらぎ園・イコーゼ！・4地区公民館への配置、町ウェブサイトでの公開のほか、町内4地区で実施した町民説明会会場にも設置しました。期間中に3名の方から、新庁舎の機能(4章)、費用(6章)などについてご意見をいただきました。(主なご意見等については、裏面に掲載。)いただいたご意見を踏まえて基本計画案を作成しました。

第7回新庁舎建設検討委員会を開催しました

外部有識者や町内各団体代表で構成する新庁舎建設検討委員会の第7回会議を7月31日に行いました。委員会ではこれまで、視察等も実施しつつ、4回にわたり新庁舎建設基本計画についての議論を進めてきました。

第7回会議では、町民説明会、パブリックコメント、議会の決議を踏まえ、基本計画案について詰めの審議を行いました。事務局説明の後、必要機能の詳細や維持費用の低減化についてなど、活発で有益な意見交換がなされました。

今回の会議結果を尊重し、早期の基本計画の策定に向け、最終的な調整を行っていきます。



新庁舎基本設計業務プロポーザル審査委員会を設置

新庁舎の基本設計を行う業者を、指名プロポーザル方式で選定するに当たり、6名の委員による審査委員会を設置し、7月31日に第2回会議を行いました。審査委員会は、審査手順や審査基準・方法の決定を行うほか、設計事業者の審査及び選定を行います。今後8月から10月にかけて、設計業者からの提案(プロポーザル)について、書面審査【1次審査】、プレゼンテーション(発表会)とヒアリング(聞き取り)による審査【2次審査】をし、10月下旬に基本設計業者を決定する予定です。

委員名	所属	区分
浅里 和茂	日本大学工学部建築学科教授 (新庁舎建設検討委員会 委員長)	学識経験者
市岡 綾子	日本大学工学部建築学科専任講師	学識経験者
丸山 佳博	桑折地区住民自治協議会事務局長 (新庁舎建設検討委員会 副委員長)	町民
半澤 和輝	半田地区住民自治協議会副会長 (新庁舎建設検討委員会 委員)	町民
牧野 善茂	桑折町副町長	行政
渡邊 美昭	桑折町参事兼総務課長兼新庁舎整備室長	行政

パブリックコメントでの主な質問・意見

7月5日から7月19日までのパブリックコメントでいただいた、主なご意見を紹介します。

関連箇所	ご意見の要旨	町の考え方
機能(4章)	事務室は、なるべく少ない階に集約を。	4月～5月にかけて実施した町民アンケートにおいて、来庁者が多かった戸籍・住民票、税金、保健福祉、支払等の分野は1階に集約します。また、関連する部署はなるべく隣接して設置します。
機能(4章)	総合案内カウンターや案内表示はぜひ必要。	案内表示は、色分けや手続き名表示等をなるべく取り入れ、来訪する方にとってなるべくわかりやすくなるようにします。 総合案内を設置する場合の人件費も考慮しつつ、適切な案内ができるよう計画します。
機能(4章)	庁舎のセキュリティ設備は十分遺漏がないよう検討してほしい。	個人情報やセキュリティの重要度に応じ、一般・窓口・執務・機密の4つのエリアに区分します。特に、機密エリアの入退室や休日の入退館は、重点的にセキュリティ対策を行います。
機能(4章)	福祉・保健事務の新庁舎移転後の保健福祉センター事務室は、社会福祉協議会に貸すのではなく、町で有効活用を。	新庁舎建設後も、やすらぎ園は町の検診や健康増進事業等に引き続き使用します。現事務室についても、適切に利用していきます。
機能(4章)	役場は災害対応時に本部となる建物。必要最低限のコミュニティ空間だけでよい。文化・集会施設としての活用には反対。	町民向け自由利用スペースは、一時的なイベントや集会への利用も想定していますが、普段は待合・休憩室、確定申告、期日前投票への利用が基本になると考えています。
機能(4章) 費用(6章)	新庁舎建設は機能第一とし、6つの理念にもとづく具体的機能を盛り込みつつ、予算に応じ優先順位を付けること。	ユニバーサルデザイン等、法令上必須の機能等、6つの理念の実現に必要な機能を精査し、費用の低減化を図ります
機能(4章) 費用(6章)	「桑折町らしい庁舎」は多義的だが、歴史や文化をイメージして郡役所というよりは、機能的でシンプルなデザインを望む。	デザインについて、「シンプルで機能的であることを重視」との記載を追加します。桑折町らしさを取り入れつつ、過大な費用が掛からないようにします。
費用(6章) 面積(5章)	新庁舎建設で町民の生活が豊かに(町民の収入が増える)訳ではない。一方で、町民の利便性や防災などの安全・安心が得られる社会的インフラである。将来の人口減少により町税収入が大幅に減少すると思う。その事を見込んだ規模とすべき。	庁舎面積は、必要な機能を確保しつつ、過大にならないよう、必要性を考慮しています。4章の理念5にあるとおり、維持管理費用等の少ない庁舎を目指します。
費用(6章)	新庁舎建設の意思を示すため、町長・議員・職員の報酬・給与を自らの意志で一定期間カットして身を切る覚悟を示すべき。わずかな金額ではあるが、町民の建設意欲をかき立てる。町民有志からの寄付も期待したい。これらにより、自分たちが造った自覚と誇りが生まれる。	「町民のための庁舎」という基本方針実現のため、町民・町長・議員・職員等が意見を出し合い一丸となれるよう、あらゆる機会を捉えて多くの意見をいただき、庁舎建設に反映していきます。

※重複するものや細部についてのご意見等を含めた全体については、町ウェブサイトをご覧ください。